平成２２年（フ）第３７号
秋田県大仙市協和稲沢字水沢149番地
破産者　田口千世子
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４６号
秋田県仙北市角館町岩瀬下タ野２番地１
破産者　石橋　　孝
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第６号
栃木県足利市福富町996　ハイツマーガレットＡ―102、住民票上の住所栃木県足利市島田町648番地
破産者　星野　一夫
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
福島県郡山市緑ケ丘西３丁目16番地の８
破産者　佐光　綾子
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１７０号
横浜市青葉区大場町925番地３
破産者　福井扶美代
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６７号
横浜市神奈川区西寺尾１丁目30番74号
破産者　鹿毛　伸匡
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４１号
横浜市青葉区荏田北３丁目20番地11
破産者　安藤　啓司
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７４４号
川崎市麻生区王禅寺西１丁目41番10号　百合ハイム103、開始決定時の住所札幌市中央区南20条西９丁目１番31号アメニティＳ20―201号
破産者　鞍田　享子
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
川崎市幸区下平間49番地１、前住所東京都町田市相原町1238番地６
破産者　野中　敏彦
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
川崎市幸区小倉377番地　クレッセント新川崎Ⅳ　607
破産者　鈴木　丈司
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
静岡県富士市伝法907番地の１、開始決定時の住所静岡県富士市蓼原町1652番地、前々住所静岡県富士市柚木279―１コスモフジ203号室
破産者　佐藤　達明
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５２号
京都市伏見区淀美豆町251番地106
破産者　平川　博則
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1010番地の386
破産者　西ノ薗英男
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第７５号
茨城県笠間市安居下平3140―１、開始決定時の住所栃木県足利市千歳町91番地３
破産者　岡崎　勝作
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第７６号
茨城県笠間市安居下平3140―１、開始決定時の住所栃木県足利市千歳町91番地３
破産者　岡崎　和子
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第８９号
栃木県佐野市船越町1521番地
破産者　熊谷　　隆
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０１号
栃木県足利市堀込町2957番地２　沼田アパート101号室
破産者　川村　義夫
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０３号
栃木県足利市百頭町1947番地４
破産者　大橋　京子
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０４号
栃木県足利市百頭町1947番地４
破産者　大橋　勇人
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０５号
栃木県佐野市高萩町429番地１　三枝アパート306
破産者　前原　　弘
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０７号
栃木県足利市山下町1187番地１　堀内ハイツ101
破産者　野尻　利夫
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部